第八地域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第九地域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
第十地域（沖縄県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	ＪＸエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号

○東北地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保二七番から同町志津川字新井田五〇番四まで	A	一〇・八〇～一一〇・五〇	〇・九〇五キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一一〇・五〇～一六・四〇	一・六四四	
	C	一六・四〇～一七〇・七〇	二・四二五	
	B	一一〇・五〇～一六・四〇	一・六四四	
	A	一一〇・八〇～一一〇・五〇	〇・六五八	
	D	一一〇・五〇～一六・四〇	一・六四四	
	C	一六・四〇～一七〇・七〇	二・四二五	
	E	一七〇・七〇～一八〇・八〇	二・八三五四六	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保三二番三から同町志津川字塩入一四〇番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十五日

○関東地方整備局告示第二百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	入間市河原町一二八番四地先から同市河原町一二二一番二一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十五日

○近畿地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　東播都市計画道路事業一・四・一号東播磨南北道路

三　事業施行期間　自平成二十八年四月二十五日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県加古川市八幡町上西条字天王山及び字東澤、下村字皿辻、字谷郷池、字前谷、字片山、字東大歳、字山ノ下、字赤田、字萬徳、字田中及び字河原山、野村字沖及び字宮ノ前、宗佐字石原、字森ノ元、字池ノ内、字芝崎、字内町、字下池、字市場、字城ノ内、字上畑、字上ノ山及び字香山並びに兵庫県三木市別所町下石野字下山及び字此辺、正法寺字出野、字末広、字正法寺山及び字山ノ中並びに兵庫県小野市樫山町字神木、字南畑、字テンゴ、字北山、字三角山、字力石、字尻ヶ谷、字向山、字大崎、字西ノ垣内、字野田ノ上、字大坪、字北ノ垣内及び字軸谷、池尻町字中尾、字山添江、字向山、字請所、字下山ノ谷、字中山ノ谷、字東山及び字水ノ平地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
あわら市笹岡一九字大坪三九番一から坂井市丸岡町玄女一七字西余方九番一まで	A	一一・〇〇～四七・五〇	五・八九〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一一・〇〇～三三・五五	四七・五〇～一〇八・七四	五・八九〇～六六六

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所